

研究会規程

(目的)

第1条 この規程は、炭素材料学会（以下「本会」と言う。）会長が管轄する研究会の運営等の方法に関する事項について定め、研究会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(研究会の目的)

第2条 研究会は、炭素材料に関する萌芽的研究・学際的研究の発展を支援することを目的とする。

(研究会の設置)

第3条 研究会の設置申請は、代表者1名と世話人3名（本会個人正会員）以上の連名で、研究会名・設置理由・その他を記した所定の申請書を会長あてに提出しなければならない。

2 研究会の新規の設置申請は、随時受け付ける。

3 会長は、この申請書を運営委員会に送り、運営委員会においてその採否を決定し、評議員会に結果を報告する。

(研究会会員)

第4条 研究会会員は、本会会誌等を通じ本会会員から公募しなければならない。ただし、研究会会員は本会会員に限らない。

(研究会の設置期間)

第5条 研究会の設置期間は原則として5年間とする。

2 設置後3年を経過した研究会については会長が運営委員会で活動状況を評価し、研究会の存続または廃止を決める。

3 上記2項または設置期間満了により廃止となった研究会が、自発的に活動を継続することは差し支えないものとする。

(研究会の運営)

第6条 研究会の事業年度は、本会と同じ1月1日から翌年12月末日とする。

2 研究会は所定の様式により毎年1月末日までに会長あて事業報告書を提出しなければならない。

3 本会は、会長・運営委員長で協議のうえ、研究会に対し会議室や学会ウェブサーバーの使用を許可することができる。また、研究会は年会において特別企画を企画できるものとする。

(研究会の解散)

第7条 研究会の設置期間満了以外での解散は、あらかじめ会長に所定の用紙にて届出、承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営委員会の決議によって行う。

附則

この規程は、炭素材料学会の総会（平成30年12月6日）から施行する。（平成30年10月11日 炭素材料学会長 制定）

この規程は、令和3年9月3日から改訂施行する。